ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ浦和住まいセンターの入札公告（令和２年 7 月２日付入札公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　競争参加資格等
３　入札心得書
４　使用印鑑届（様式）
５　委任状（様式）
６　入札書・内訳書及び封筒（様式）
７　単価契約書（案）・仕様書
８　提出書類一覧

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ　浦和住まいセンター

1　入札等実施要領

1　分任契約責任者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構　業務受託者

株式会社URコミュニティ

浦和住まいセンター

センター長　　松田　完

2　業務概要

(1)　件名

ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）

(2)　仕様等

7　単価契約書（案）・仕様書による。

(3)　履行期間

令和２年 10 月１日から令和３年３月 31 日まで

(4)　入札方法

イ　本件は、単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目に予定数量を乗じた総価とし、一切の諸経費を含んだ総価を6　入札書・内訳書及び封筒（様式）に示す入札書に記載するものとする。入札書には内訳書を添付すること。内訳書に記載の合計額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封すること。入札書と内訳書の金額が相違する場合は無効とする。なお、入札金額を算定した品目の単価を契約単価とする。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

3　入札保証金及び契約保証金

免除

4　質問書の提出及び回答

(1)　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式)」の提出による。

イ　提出期限　令和２年７月 14 日（火）17 時 00 分　持参または郵送とする。
ただし、郵送による場合は書留郵便で同日同時刻必着とし、郵送した旨を電話で連絡すること。
また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

ロ　提出場所　〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影 1-10-1　ﾗﾑｻﾞﾀﾜｰ 5 階
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンターお客様相談課　　電話048-711-7150
＜アナウンスが流れましたら、4番を押してください＞

(2)　質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間
令和２年７月 17 日（金）から令和２年７月 29 日（水）まで
（ただし、土曜及び日曜・祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 30 分まで）

ロ　閲覧場所
(1) ロに同じ。

5　競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

(1)　提出期限：令和２年７月 10 日（金）17 時 00 分

(2)　提出場所：〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影 1-10-1　ﾗﾑｻﾞﾀﾜｰ 5 階
独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター　お客様相談課　（電話　０４８－７１１－７１５０）
＜アナウンスが流れましたら、4番を押してください＞

(3)　提出方法：持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は予め来所日時を連絡の上、持参することとし、郵送の場合は一般書留郵便で同日同時刻必着とする。また、封筒に「申請書在中」と朱書すること。

6　入札手続等

(1)　競争参加資格の確認通知等

①　競争参加資格の確認通知

競争参加資格確認資料を提出した者について、当社で審査を行い、本入札に参加するか確認し、令和２年７月 13 日（月）までに競争参加資格の有無について通知する。ただし、競争参加資格資料提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない。

②　苦情申立て

競争参加資格確認資料を提出した者のうち、①で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内（休日を含まない）に書面により回答する。

(2)　入札手続き及び落札者の決定

①　入札書の提出期限及び場所

提出期限：令和２年７月 28 日（火）17 時 00 分

持参または郵送とする。ただし、郵送の場合は一般書留郵便とし、同日同時刻必着とする。また封筒に「入札書在中」と朱書すること。

提出場所：４(１)ロに同じ。

②　開札の日時及び場所

日時：令和２年７月 29 日（水）15 時 00 分

場所：〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影 1-10-1　ﾗﾑｻﾞﾀﾜｰ５階

独立行政法人都市再生機構　業務受託者

株式会社URコミュニティ

浦和住まいセンター　会議室

③　落札者の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

④　再公募について

当該業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

７　その他の手続き等

(1)　単価契約書の締結等

６ (2)③により受注者として決定されたときは、落札決定の日から７日以内に７単価契約書（案）・仕様書のとおり、当社との間に単価契約を締結する。

(2)　その他

手続における交渉は無とする。

８　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する

法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、都市機構との関係に係る情報を都市機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１） 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 都市機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 都市機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２） 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 都市機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び都市機構における最終職名

② 都市機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める都市機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３） 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している都市機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び都市機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び都市機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

9　問い合わせ先

〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影 1-10-1　ﾗﾑｻﾞﾀﾜｰ 5 階

独立行政法人都市再生機構　業務受託者

株式会社URコミュニティ　浦和住まいセンター

お客様相談課（電話　０４８－７１１－７１５０）

＜アナウンスが流れましたら、4番を押してください＞

2　競争参加資格等

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条に規定に該当する者

ロ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

ハ　申請書等提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている期間中の者

ニ　会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者

ホ　不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受注者として適当でないと当社が認める者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　平成31・32年度（令和元・2年度）独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「物品販売」の認定をうけていること。

※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格と関係ありませんのでご注意下さい。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163－1382　東京都新宿区西新宿 6-5-1　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部経理課　電話　03－5323-3171

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 15 分から 17 時 40 分まで。

ただし 12 時から 13 時までを除く。）

ロ　千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県のいずれかに本

支店・営業所等があること。

2　競争参加者に求められる義務

(1)　競争参加者は、１（2）のイ、ロによる必要な証明書等を１　入札等実施要領５（1）に定める日時までに５（2）に指定された提出場所まで提出しなければならない。

(2)　（1）の提出後、１　入札等実施要領　６（1）①により競争参加資格の確認通知を受けた者は、６　入札書・内訳書及び封筒（様式）に示す入札書を１　入札等実施要領　６（2）①に定める提出期限までに提出しなければならない。

(3) 入札は総価によって行う。入札に当たっては、入札書及び６　入札書・内訳書及び封筒（様式）に示す　内訳書を作成し、入札書に同封すること。（この内訳書に記載された単価を契約単価とする。）内訳書には商号または名称及び住所を記載するとともに、入札書と同じく押印すること。内訳書に記載の総額と入札書に記載の金額に差異があった場合及び内訳書の記載に間違いがあった場合、当該入札書は無効とする。なお、予定数量は、当該業務を実施する各団地の入居状況や独立行政法人都市再生機構の事業上の理由により変動するものであり、発注量を約束するものではない。

(4)　提出された申請書等は、当社において審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを落札対象とする。

3　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当社に一旦提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。

(5)　当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記１の資格のない者は、落札対象としない。

3　入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する「ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）」の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係社員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書及び内訳書を入れ、入札書の提出期限までに当社あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書は、入札説明書に示した期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札書には、総価を記載するものとする。なお根拠資料として、入札説明書に示す内訳書を作成し、入札書とともに封入すること。

８　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

９　入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者は、入札書をいったん入札箱へ投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれか一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札書の金額と内訳書に記載された金額が相違するとき。

五　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき

六　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき

七　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき
八　明らかに連合によると認められるとき
九　第２条第９項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき
十　前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

（開札等）

第７条　開札は、当社が通知した場所及び日時に入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする

（落札者の決定）

第８条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 10 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 11 条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
ニ　独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為または不正若しくは不誠実等の行為をした者
三　公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
四　落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
五　監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
六　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
八　不誠実な入札をなしたと認められた者

（契約書の提出）

第 12 条　落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 13 条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。

（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

3　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺または公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
浦和住まいセンター
　センター長　松田　完　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印または使用印　　実印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日 ← 提出日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

実印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
浦和住まいセンター
　センター長　松田　完

使用印を届け出る当社の組織・組織の長の役職及び氏名

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。

２　使用印を届け出る当社の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

5　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構　業務受託者株式会社URコミュニティ　浦和住まいセンターの発注する「ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター
センター長　　松田　完　殿

6　入札書・内訳書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也（税抜）

※内訳書を同封して下さい。

上記金額の根拠は内訳書のとおり

ただし、「ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）」入札説明書を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

独立行政法人都市再生機構　業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター
　センター長　松田　完　殿

内　訳　書

令和　　年　　月　　日

商号または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

納品団地名・住所	対象品目（規格）	単価（A）	予定数量（B）	金額	備考
西上尾第一 埼玉県上尾市 小敷谷８４５－１	①　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚1組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜ ×（縦）700㎜	円/組	19,230 組	A×B 円	2か月に1回配布 【6,410組/1回】
西上尾第二 埼玉県上尾市 小敷谷７７－１	①　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚1組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜ ×（縦）700㎜	円/組	17,925 組	A×B 円	2か月に1回配布 【5,975組/1回】
原市 埼玉県上尾市 原市３３３６	①　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚1組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜ ×（縦）700㎜	円/組	9,510 組	A×B 円	2か月に1回配布 【3,170組/1回】
わし宮 埼玉県久喜市 上内４７８	②　プラスチック用ポリ袋（透明） 30ℓ 10枚1組 低密度ポリエチレン （厚さ）0.018㎜以上×（横）500㎜ ×（縦）700㎜	円/組	5,050 組	A×B 円	4か月に1回配布 【2,525組/1回】
合　計				円	

↑

（この金額を入札書に記入して下さい。）

※ 単価は円単価とする。

※ 予定数量は、当該業務を実施する各団地の入居状況や当社の事業上の理由により変動するものであり、発注を約束するものではない。

※この内訳書を入札書に同封すること。
※内訳書の算定間違い等には十分留意すること。

令和　　年　　月　　日
住所

商号または名称　　印

（封筒見本）

表

独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
浦和住まいセンター
センター長　松田　完　殿
（件名「ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）
入札書）」

裏

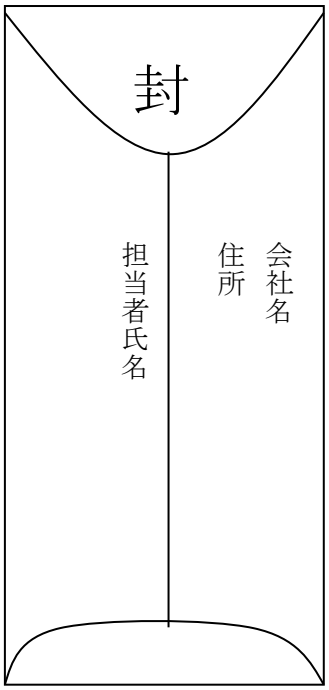

7　単価契約書（案）・仕様書

単　価　契　約　書

1　物品の名称　　ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）
2　仕　　様　　別添仕様書のとおり
3　契 約 期 間　　令和２年10月１日から令和３年３月31日まで
4　契 約 単 価　　別紙単価表のとおり

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社ＵＲコミュニティ浦和住まいセンターと受注者　　は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　住　所
　　氏　名　　印
受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（発注手続）

第４条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第５条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第６条　物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（物価の変動に基づく契約単価の改定）

第７条　物価に変動があり、第９条第１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（検査及び引渡し）

第８条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

４　第２項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（売買代金の支払い）

第９条　受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した売買代金（以下「売買代金」という。）を発注者に請求することができる。

２　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第８条第２項又は同条第５項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、

前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第10条　発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第11条　発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一　第２条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二　納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

三　正当な理由なく、第10条第１項の履行の追完がなされないとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第２条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二　引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八　第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十　第17条の２第１項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条　第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一　納期までに物品の引渡しができないとき。

二　物品に契約不適合があるとき。

三　第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第17条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95

条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条　発注者の責めに帰すべき理由により第９条第２項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条　発注者は、引き渡された物品に関し、第８条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項において受注者が負うべき責任は、第８条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条　この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条　この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙　単価表

別紙

単　価　表

納品団地名・住所	対象品目（規格）	単価（A）	備考
西上尾第一 埼玉県上尾市小敷谷８４５－１	①　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜×（縦）700㎜	円/組	２か月に１回配布 【6,410組/1回】
西上尾第二 埼玉県上尾市小敷谷７７－１	②　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜×（縦）700㎜	円/組	２か月に１回配布 【5,975組/1回】
原市 埼玉県上尾市原市３３３６	③　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020㎜以上×（横）500㎜×（縦）700㎜	円/組	２か月に１回配布 【3,170組/1回】
わし宮 埼玉県久喜市上内４７８	④　プラスチック用ポリ袋（透明） 30ℓ 10枚１組 低密度ポリエチレン （厚さ）0.018㎜以上×（横）500㎜×（縦）700㎜	円/組	４か月に１回配布 【2,525組/1回】

別添

仕 様 書

1　件名

ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地）

2　対象品目及び予定数量

別紙１「対象品目等一覧表」のとおり。

3　納期

発注した商品については、発注者の指定する期日及び時間帯に納品すること。

4　納品方法

（１）　納品は、発注者の指定する場所（上記２　別紙１「対象品目等一覧表」の納品場所）へ直接行うこと。

（２）　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

（３）　納品する商品については、発注部署の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）　配送に係る費用については、受注者が負担すること。

（５）　納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

5　請求書等

請求書は、発注部署に直接提出すること。

6　保証

構造上の欠陥等により多大な破損があった場合は、発注者と受注者と協議の上、受注者は無償で交換を行うものとする。

7　その他

予定数量は、当該業務を実施する各団地の入居状況や当社の事業上の理由により変動するものであり、発注を約束するものではない。

別紙１

対象品目等一覧表

納品団地名・住所	対象品目（規格）	備考
西上尾第一 埼玉県上尾市小敷谷 ８４５－１	②　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10 枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020ｍｍ以上×（横）500ｍｍ ×（縦）700ｍｍ	２か月に１回配布
西上尾第二 埼玉県上尾市小敷谷 ７７－１	②　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10 枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020ｍｍ以上×（横）500ｍｍ ×（縦）700ｍｍ	２か月に１回配布
原市 埼玉県上尾市原市 ３３３６	③　無地ゴミ袋（乳白・半透明）30ℓ 10 枚１組 高密度ポリエチレン （厚さ）0.020ｍｍ以上×（横）500ｍｍ ×（縦）700ｍｍ	２か月に１回配布
わし宮 埼玉県久喜市上内 ４７８	④　プラスチック用ポリ袋（透明）30ℓ 10 枚１組 低密度ポリエチレン （厚さ）0.018ｍｍ以上×（横）500ｍｍ ×（縦）700ｍｍ	４か月に１回配布

以　上

8　提出書類一覧

競争参加資格確認申請書

令和 2年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
浦和住まいセンター
　センター長　松田　完　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和２年７月２日付けで公示のありました「ポリ袋の購入（西上尾第一団地他３団地)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1　競争参加資格認定通知書の写し
2　会社概要等（任意様式：会社案内等を添付してください）

以　上